



キャスト・ミャンマー・ニュース CAST MYANMAR NEWS

2015年3月29日号
[2015] 002

最近のトピックから(2015年投資法の草案発表等)



弁護士法人キャスト
弁護士 外山香織
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

本News Letterでは、最近の法律関係のニュースから①2015年投資法の草案発表、②知的財産権者連盟 (Intellectual Property Proprietor's Association) の結成の2つについて取り上げます。

1. 2015年投資法の草案発表

投資企業管理局 (「DICA」) では、現在、国際金融公社 (International Finance Corporation) の支援の下、ミャンマーの投資法の現代化の作業を行っていますが、今般、意見公募の目的で英語版の草案 (「2015年投資法 (草案)」) が発表されました (草案はDICAのHPよりダウンロード可能です (<http://dica.gov.mm.x-aas.net/>))。

ミャンマーの投資法制は、現在、国外からの投資を対象とした制限分野、優遇措置等を定める「2012年外国投資法」、ミャンマーの国内投資家による投資案件を対象とした「2013年ミャンマー市民投資法」の2つにより主に構成されています (いずれもミャンマー投資委員会 (「MIC」) が審査を担当)。それに対して、2015年投資法 (草案) は、ASEAN地域における実務との整合性を図る等の目的に照らし、2012年外国投資法と2013年ミャンマー市民投資法を統合し、国内外からの投資案件のいずれをも同一の法で規律することを企図しています。

それに伴い、国家による全投資家の公正且つ平等な取り扱い、当該法律が適用される投資許可申請、決定等に関する全ての法令、手続、管理規則の速やかな発表・公開 (2015年投資法 (草案) 第11条)、ミャンマー政府による当該法律の実行に関する不服申立ての仕組みの構築義務 (2015年投資法 (草案) 第20条) 等手続の透明性に関する規定も設けられています。さらに、ミャンマー政府及びその機関との紛争解決方法は従前の外国投資法と比べてより詳細な内容となっており、外国投資家とミャンマー政府 (機関) 間の紛争の場合、

国内裁判所、ミャンマー法に基づく仲裁、国連国際商取引委員会（UNCITRAL）仲裁規則に基づく仲裁等複数の方法が規定され、外国仲裁判断についてミャンマー国内で承認・執行可能である旨が明記されていることが注目されます（2015年投資法（草案）第21条）。

他方で、4種の投資制限分野（①国内・外国投資の双方について禁止される分野、②外国投資のみ禁止される分野、③ミャンマー投資家とのパートナーシップ（合弁）によってのみ外国投資が許可される分野、④MICの事前承認が必要な分野）の具体的内容は2015年投資法（草案）では触れられておらず、運用に係る詳細については規則の制定を待たなければなりません。2015年投資法は今年中の公布を目指しているようですが、現在まだDICAによる草案作成の段階であることを踏まえると、新たな投資法が実質的に運用を開始するまでにはまだ相当程度の時間を要すると思われまます。

2. 知的所有権者連盟の結成

2015年1月18日（日）、ミャンマーでは初となる知的所有権者連盟（Intellectual Property Proprietor's Association）の結成式が開催され、弊キャストミャンマーのコンサルタントのシュエが結成式に参加して来ました。結成式にはシンガポール、マレーシア、アメリカ等の知的所有権関係組織の担当者等が招かれ、ミャンマーの経営者、法律家、政府担当者参加のパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションでは、経営者から商標等のコピー防止のために早期の法整備を求める意見が出され、法律家から政府機関の対応の遅さ等の問題点が指摘される一方、政府担当者からは、法の整備だけでは解決できない、審査官等実効的な法律の運営を担保するための人材の確保の必要性と共に、能力の向上には一定の時間を要するとの意見が出されました。最終的には、ミャンマー国民の知的財産権に関する知識、理解の向上を図るためにも知的財産権関連法令の早期整備が重要との認識を共有しました。

なお、知的所有権者連盟にはミャンマー会社法に基づき設立された外国会社も会員として参加可能とのことです。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

キャストコンサルティング（ミャンマー）有限会社
No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar
TEL +95-1-392789～90 担当：シュエ、ノー
E-mail : info@cast-consulting.com.mm

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

【キャストグループ】 法務・労務・会計・税務のワンストップサービス <http://www.cast-group.biz/>
ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 深セン 香港 ホーチミン